

教職課程
------

教職課程は「教育職員免許状」（以下「免許状」という）を取得しようとする学生のために設けられている課程です。将来教職につくことを強く希望していない者が、安易に教職課程を履修して、ただ免許状だけを取得しておこうとすることは許されません。

教職課程の履修については、各学部の卒業に必要な単位数に加え、「教育職員免許法・同施行規則」に定められた所要単位を修得しなければなりません。履修方法については、本要項と各学部の履修要項を熟読のうえ、学部および免許・資格の登録制限単位の範囲内で、1年次生から計画的に履修していくことが要求されます。

## I . 免許状の種類

本学で取得できる免許状は、次のとおりです。

職分別… 中学校教諭普通免許状

高等学校教諭普通免許状

等級別… 一種免許状

専修免許状

教科別… 宗教・英語・国語・社会・地理歴史・公民・

福祉・商業・工業・数学・理科・情報・保健体育

以下の説明では、次のような表記を用います。

「中一種免（社会）」「高一種免（英語）」「高専免（地理歴史）」等

## 学部で取得できる免許教科

2014年度生

学部・学科		種類（免許教科）	
学部	神学部	神学科	中一種免（宗教） 高一種免（宗教）
	文学部	英文学科	中一種免（英語） 高一種免（英語）
		哲学科	中一種免（社会） 高一種免（地理歴史）
		美学芸術学科	高一種免（公民）
		文化史学科	
	社会学部	国文学科	中一種免（国語） 高一種免（国語）
		社会福祉学科	中一種免（社会） 高一種免（公民） 高一種免（福祉）
		社会学科	中一種免（社会） 高一種免（公民）
		メディア学科 産業関係学科	
	法学部	教育文化学科	中一種免（社会） 高一種免（地理歴史） 高一種免（公民）
		法律学科 政治学科	中一種免（社会） 高一種免（地理歴史） 高一種免（公民）
	経済学部	経済学科	中一種免（社会） 高一種免（地理歴史） 高一種免（公民）
	商学部	商学科	中一種免（社会） 高一種免（地理歴史） 高一種免（公民） 高一種免（商業）
	政策学部	政策学科	中一種免（社会） 高一種免（公民）
	文化情報学部	文化情報学科	中一種免（社会） 高一種免（地理歴史） 中一種免（数学） 高一種免（公民） 高一種免（数学） 高一種免（情報）
	理工学部	インテリジェント情報工学科 数理システム学科 情報システムデザイン学科	中一種免（数学） 高一種免（数学） 高一種免（情報）
		電気工学科 電子工学科	中一種免（数学） 高一種免（数学） 高一種免（工業）
		機械システム工学科 エネルギー機械工学科 化学システム創成工学科	中一種免（数学） 高一種免（数学） 中一種免（理科） 高一種免（理科）
		機能分子・生命化学科	中一種免（理科） 高一種免（理科） 高一種免（工業）
		環境システム学科	中一種免（理科） 高一種免（理科）
生命医科学部	医工学科	中一種免（数学） 高一種免（数学） 中一種免（理科） 高一種免（理科）	
	医情報学科	中一種免（数学） 高一種免（数学） 中一種免（理科） 高一種免（理科）	
	医生命システム学科	中一種免（理科） 高一種免（理科）	
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	中一種免（保健体育） 高一種免（保健体育）	
心理学部	心理学科	中一種免（社会） 高一種免（公民）	
グローバル地域文化学部	グローバル地域文化学科	中一種免（社会） 高一種免（地理歴史）	

1. 免許教科に必要な科目は、各自の所属する学部、学科で定める履修科目表（本要項 p.32 以降）に従って修得してください。
2. 中学校教諭と高等学校教諭とは、免許状を相互に利用することはできません。

【注意】 グローバル・コミュニケーション学部には教職課程は設置されていません。

## 大学院で取得できる免許教科

大 学 院	研究科・専攻		種 類 (免許教科)	
	神学研究科	神学専攻	中専免 (宗教)	高専免 (宗教)
文学研究科	英文学・英語学専攻	中専免 (英語)	高専免 (英語)	
	国文学専攻	中専免 (国語)	高専免 (国語)	
	哲学専攻	中専免 (社会)	高専免 (地理歴史)	
	美学芸術学専攻		高専免 (公民)	
社会学研究科	文化史学専攻	中専免 (社会)	高専免 (地理歴史)	
	社会福祉学専攻		高専免 (福祉)	
	メディア学専攻 社会学専攻 産業関係学専攻	中専免 (社会)	高専免 (公民)	
	教育文化学専攻	中専免 (社会)	高専免 (地理歴史) 高専免 (公民)	
法学研究科	政治学専攻	中専免 (社会)	高専免 (地理歴史) 高専免 (公民)	
	私法学専攻 公法学専攻	中専免 (社会)	高専免 (公民)	
経済学研究科	理論経済学専攻	中専免 (社会)	高専免 (地理歴史) 高専免 (公民)	
	応用経済学専攻	中専免 (社会)	高専免 (公民)	
商学研究科	商学専攻	中専免 (社会)	高専免 (公民) 高専免 (商業)	
総合政策科学研究科	総合政策科学専攻	中専免 (社会)	高専免 (公民)	
文化情報学研究科	文化情報学専攻	中専免 (数学)	高専免 (数学)	
理工学研究科	情報工学専攻	中専免 (数学)	高専免 (数学)	
	電気電子工学専攻 機械工学専攻 応用化学専攻	中専免 (理科)	高専免 (理科) 高専免 (工業)	
	数理環境科学専攻	中専免 (数学) 中専免 (理科)	高専免 (数学) 高専免 (理科)	
	医工学・医情報学専攻 医生命システム専攻	中専免 (理科)	高専免 (理科)	
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	中専免 (保健体育)	高専免 (保健体育)	
心理学研究科	心理学専攻	中専免 (社会)	高専免 (地理歴史) 高専免 (公民)	
グローバル・スタディーズ研究科	グローバル・スタディーズ専攻	中専免 (社会)	高専免 (公民)	

- ◎ 中学校教諭と高等学校教諭とは、免許状を相互に利用することはできません。
- ◎ **専修免許状を取得するための条件（下記の全ての条件を満たすこと）**
- 当該教科の一種免許状を取得済み、または一種免許状取得に必要な単位を修得済み。
  - 専修免許状取得に必要な科目を24単位以上修得済み。
  - 大学院博士課程（前期）あるいは修士課程を修了すること、または1年以上在学し、30単位以上修得すること。

【注意】総合政策科学研究科技術・革新的経営専攻、ビジネス研究科グローバル経営研究専攻、脳科学研究科には専修免許課程は設置されていません。

## II. 免許状取得に必要な要件

免許状取得資格は『教育職員免許法・同施行規則』に定める基礎資格および所要単位を修得した者に与えられます。ただし、「学士の学位を有すること」には、学校教育法第102条第2項の規定（いわゆる『飛び入学』）により本学大学院への入学が認められた場合を含むものとします。

修得を必要とする科目とその所要単位は、下記のとおりです。

【日本国憲法】【体育】【外国語コミュニケーション】【情報機器の操作】

【教職に関する科目】

【教科に関する科目】

【教科又は教職に関する科目】

【介護等体験】

免許状の種類		所要資格	法令に定める最低所要単位数																
			学 部								大学院								
			日本国憲法	体 育	外国語 コミュニケーション	情報 機器の 操作	介 護等 体験	教 職に 関する 科目	教 科に 関する 科目	教 科又 は教 職に 関 する 科目	教 科又 は教 職に 関 する 科目								
中学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること	2	2	2	2	○	31	20	8									
	専修免許状	修士の学位を有すること									24								
高等学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること																	
	専修免許状	修士の学位を有すること									23	20	16	24					

※**介護等体験**は、単位制による履修科目ではありませんが、法律で定められた中学校教諭普通免許状の取得に必要な制度です。

この表の所要単位数は、法令に定める最低所要単位数です。本学で実際に履修しなければならない「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「情報機器の操作」、「教職に関する科目」、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の科目名と単位数とは異なっています。

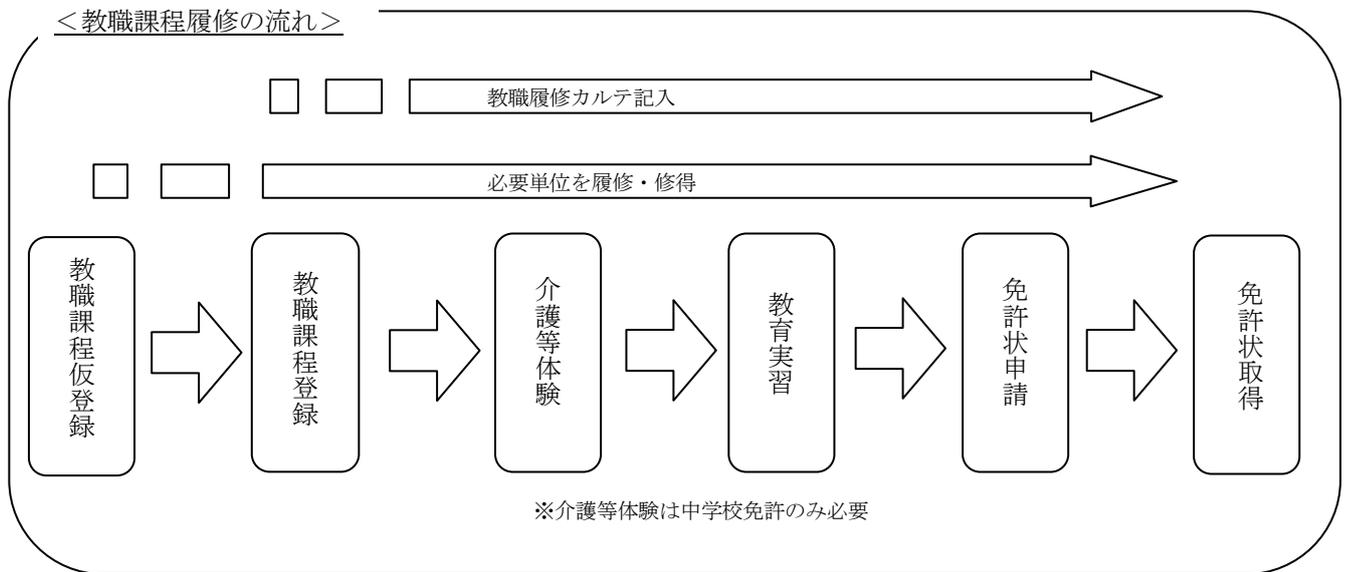
**本学基準に従って履修してください。**（ p.32 以降の各学部、学科の科目履修方法参照）

### Ⅲ. 本学で免許状を取得するには

免許状を取得するには、各学部で定められた卒業に必要な単位を修得することはもとより、法規上の最低修得単位（p.9）に基づき、本学で定められている教職課程上の科目・単位を修得しなければなりません。

（※小学校教諭免許状取得については p.28 を参照）

#### ■本学での教職課程の履修にあたって■



#### 1. 教職課程登録を行う → p.3, p.11 参照

本学で教職課程を履修する場合は、必ず教職課程登録を行ってください。

#### 2. 教職課程上の科目・単位を履修する → p.32 以降の各学部、学科の科目履修方法を参照

履修登録は、一部の先行登録科目を除き、学部の授業科目の登録時にWEB登録等の方法により、各自の所属学部において行います。

#### 3. 介護等体験 → p.23 参照

中学校免許取得希望者は介護等体験を行わないと、中学校の免許状は取得できません。介護等体験を行うためには、免許資格課程センター事務室が実施する説明会や事前指導に必ず出席してください。説明会の時期・場所等は免許資格掲示板とHPにてお知らせします。

#### 4. 教育実習 → p.17 参照

教育実習を行わないと免許状は取得できません。教育実習を行うためには、免許資格課程センター事務室が実施する説明会や事前指導に必ず出席してください。説明会の時期・場所等は免許資格掲示板とHPにてお知らせします。

#### 5. 免許状申請 → p.25 参照

本学で定めている免許資格科目の単位をすべて取得し、学士の学位を取得しても、免許状の申請を行わないと免許状は発行できません。一括申請の時期や場所については免許資格掲示板とHPにてお知らせします。

## IV. 科目登録に関する注意と手続

### 学部生

- (1) 教職課程科目の履修は、授業時間割および履修制限等を考慮の上、1年次生から計画的に履修してください。 ※計画的に単位を修得しなければ、4年次卒業時の免許取得は困難になります。
- (2) 教員免許取得希望者は、下記の手続きを行ってください。
- ・**教職課程仮登録**・・・1年次春学期～1年次秋学期に **DUET** にて仮登録を行う。
  - ・**教職課程本登録**・・・1年次3月末～2年次4月中旬頃に開催される「教職課程登録説明会」に出席し、**教職課程登録票 (OCR用紙)** を提出して本登録を行う。
  - ・**介護等体験申込**・・・2年次10月中旬に開催される「介護等体験説明会」に出席し、介護等体験を申し込む。 ※介護等体験は中学校免許取得希望者のみ必要です。

### 大学院生

※入学時に**教職課程の課程登録 (OCR用紙提出)**を行ってください。

※教員免許の申請をする年度の4月には、**免許申請票 (OCR用紙)**を提出してください。

#### (1) 大学院生が取得できる免許状の種類

##### ・一種免許状

教育職員的一种免許状を取得するには、学部科目を履修し所定の単位を修得しなければなりません。出身学部で取得できる一种免許状または専修免許状取得に必要な一种免許状に限ります。

##### ・専修免許状

教育職員の専修免許状を取得するには、**所属研究科・専攻で定める「教科又は教職に関する科目」の中から24単位以上を修得しなければなりません**。ただし、**同教科の一种免許状を取得していない場合は、一种免許状に必要な所定の単位を修得する必要があります**。

<例>英語の専修免許状を取得したい

・英語の一种免許状を取得済み

・英語の一种免許状取得に必要な単位を修得

} どちらかを満たした上で、

**+24単位以上** 修得することが条件

#### (2) 履修相談について

登録期間までに必ず所属研究科の主たる校地の免許資格課程センター事務室で、相談・指導を受けてください。

##### ・他大学からの入学の場合

出身大学で発行する免許教科の「**学力に関する証明書**」と出身大学の履修要項の教職課程に関するページの写しを、所属研究科の主たる校地の免許資格課程センター事務室に提出してください。

※提出されない場合、取得すべき科目が不明のため正しい指導ができません。

##### ・同志社大学からの入学の場合

学部の成績証明書の写しを提出してください。

## 転入生・編入生

※入学時に教職課程の課程登録（OCR用紙提出）を行ってください。

※教員免許の申請をする年度の4月には、免許申請票（OCR用紙）を提出してください。

### （1）第2年次転入学生

第2年次転入学生は、本年度2年次生になる学部生が入学した年度（2013年度生）の科目の表を準用します。本要項ではなく「**2013年度入学生用 免許・資格関係履修要項**」を参照してください。

また、第2年次転入学生対象の履修相談日を設けます。相談日の日時は免許資格掲示板で確認してください。

※相談日に来ることができない場合は、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室で、相談・指導を受けてください。

### （2）第3年次転入学生および編入学生

第3年次転入学生および編入学生は、本年度3年次生になる学部生が入学した年度（2012年度生）の科目の表を準用します。本要項ではなく「**2012年度入学生用 免許・資格関係履修要項**」を参照してください。また、第3年次転入学生・編入学生対象の履修相談日を設けます。相談日の日時は免許資格掲示板で確認してください。

※相談日に来ることができない場合は、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室で、相談・指導を受けてください。

### ※教職課程認定を受けている大学・短期大学からの転入学生・編入学生

教職課程認定を受けている大学・短期大学からの転入学生・編入学生は、出身大学で発行する免許教科の「**学力に関する証明書**」と出身大学の履修要項の教職課程に関するページの写しを、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室に提出してください。提出されない場合、取得すべき科目が不明のため正しい指導ができません。

## 科目等履修生（本学卒業生、本学大学院修了生に限る）

### （1）履修に関して

履修年度初めに、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室で相談・指導を受け、免許取得が可能か確認してください。

①出身学部・学科、出身研究科・専攻の免許教科の一種免許状のみ取得できます。

※ただし、すでに対応する免許を取得している場合はこの限りではありません。

②教育職員の専修免許状を、大学院授業科目の科目等履修によって取得することはできません。

（神学研究科、商学研究科、総合政策科学研究科、文化情報学研究科、生命医科学研究科、スポーツ健康科学研究科、心理学研究科、グローバル・スタディーズ研究科を除く。）

③免許・資格関係科目として、1年間に登録履修できる単位数は、各学部・研究科ごとに定められていますので、出願の際に各学部・研究科事務室に確認してください。

## (2) 登録手続

- ①出身学部・研究科の「科目等履修生説明書」に従って手続をとってください。
- ②免許・資格関係科目の履修には、「科目等履修願」に出願先学部・研究科の主たる校地となる免許資格課程センター事務室の認印が必要です。

科目登録をすると同時に、出願先学部・研究科の主たる校地の免許資格課程センター事務室で

※教職課程登録（OCR用紙提出）をしてください。

※教職免許申請をする年次には免許申請票（OCR用紙）を提出してください。

## その他

### 他大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位が本学で認定される場合

- (1) 認定される前に、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室で相談・指導を受けてください。
- (2) 本学入学以前に在籍していた大学または短期大学が教職課程認定を受けている場合は、その大学または短期大学が発行する免許教科の「**学力に関する証明書**」と出身大学の履修要項の教職課程に関するページの写しを所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室に提出してください。提出されない場合、取得すべき科目が不明のため正しい指導ができません。

### 外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位が本学で認定される場合

認定される前に、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室で相談・指導を受けてください。

教職課程履修を一時的に中断する場合（早稲田大学への国内留学、外国の大学への留学、休学等）には、事前に主たる校地の免許資格課程センター事務室に相談してください。  
事前に相談の無い場合には、教員免許状の取得に支障をきたす場合があります。

## V. 教員免許取得までの諸手続と年次別履修方法

「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「情報機器の操作」、「教職に関する科目」、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」は、おおよそ次のような年次配当に従って履修することが望まれます。各年度の諸手続は下表のとおりですが、変更する可能性もあります。それぞれ具体的日程等は掲示等で周知しますので免許資格掲示板、HP に注意しておいてください。

1 年 次		
時 期	教育職員免許状取得の流れ	大まかな年次別単位修得例
4月上旬	<b>教職課程説明会</b> <b>免許資格課程仮登録</b> (一般登録受付期間に DUET にて登録を行うこと。)	○「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の科目として各学部を設置されている科目（配当年次が、2年次生以上の科目もある）
6月下旬	<b>教職課程の履修に関する説明会</b>	○「教職概論」（2単位）「教育原理」（2単位） ○「人権教育論」（2単位）
9月下旬	<b>免許資格課程仮登録</b> (一般登録変更期間中に登録内容に変更がある場合は DUET にて仮登録の変更を行うこと。)	○1年次配当の所属学部・学科の『教科に関する科目』『教科又は教職に関する科目』に指定されている科目
2 年 次		
3月下旬	<b>教職課程登録・履修カルテの説明会</b> <b>教職課程登録票（OCR用紙）提出</b> <b>教職課程履修カルテ記入開始</b>	○『教職に関する科目』、『教科に関する科目』、『教科又は教職に関する科目』2年次配当の科目 ○ <u>教育実習依頼条件科目を2年次終了までに全て修得する。</u> （p.18~19 参照）
6月頃	<b>麻疹抗体検査受診</b>	
10月中旬	<b>介護等体験説明会</b> （中学校免許取得希望者） <b>介護等体験申込受付</b>	
12月中旬	<b>介護等体験事前指導①</b> (介護等体験ビデオ視聴会)	
3月下旬	<b>介護等体験事前指導②</b>  <b>教育実習希望者説明会</b> <u>実習校に『依頼状』を提出し、『承諾書』を受領</u> ※10月15日 承諾書の大学提出締切 (但し15日が事務室閉室の場合は前開室日まで) ※学内校、京都市立中学校、教育委員会に配当される実習校は承諾書不要	
	<b>教職課程履修カルテ記入</b>	

## 3 年 次

<p>3月下旬～ 4月上旬</p>	<p><b>健康診断受診</b> (介護等体験申込者は必ず受診すること)</p> <p><b>介護等体験事前指導③</b> (事前指導 レポート提出)</p> <p><b>実習校決定 (順次)</b></p>	<p>○『教職に関する科目』、『教科に関する科目』、『教科又は教職に関する科目』3年次配当の科目</p> <p>○<u>教育実習条件科目を3年次終了までに全て修得する。</u>(ただし、「教科教育法」の一部は4年次の教育実習と同時履修することを認める。) (p.18~19 参照)</p>
<p>5月 ～2月</p>	<p><b>介護等体験</b>(中学校免許取得希望者)</p> <p style="margin-left: 40px;">社会福祉施設 5日間 特別支援学校等 2日間</p>	
<p>10月下旬～ 11月中旬</p>	<p><b>教育実習事前指導 (1回目)</b> (レポート提出)</p>	
<p>11月下旬～ 12月中旬</p>	<p><b>教育実習事前指導 (2回目)</b> (レポート提出)</p>	
<p>12月上旬</p>	<p><b>教員採用試験に関する説明会</b></p>	
<p>1月</p>	<p><b>教育実習用通学定期券の購入申請</b></p>	
<p>3月下旬 ～4月上旬</p>	<p><b>教育実習の手続</b></p> <p style="margin-left: 40px;">教育実習委託費納入 } 教育実習生カード } 提出 教育実習生名簿 } 教育実習簿・教育実習の手引き 購入</p>	
<p>3月下旬</p>	<p><b>教職免許申請票 (OCR 用紙) 提出</b> <b>教職課程履修カルテ記入・提出</b></p>	

## 4 年 次

<p>3月下旬～ 4月上旬</p> <p>5月中旬</p> <p>5月 ～11月</p> <p>11月中旬</p> <p>3月上旬</p> <p>3月下旬</p>	<p><b>健康診断受診</b> (教育実習履修者は受診すること)</p> <p><b>教育実習事前指導 (3回目)</b> (レポート提出)</p> <p><b>教育実習</b> (中学校免許取得希望者、 高等学校免許取得希望者 ) 事前打合せ 欠席届提出</p> <p><b>免許状授与申請書 提出</b> 申請料 納入</p> <p>卒業判定 免許取得資格判定</p> <p><b>免許状授与</b> 3月下旬、郵送</p>	<p>○『教育実習BまたはC』      2または4単位</p> <p>○『教育実習指導』              1単位</p> <p>○『教職実践演習 (中・高)』      2単位</p>
---	---	--

1. 1年次生秋学期までは免許資格課程仮登録をDUETにて行ってください。
2. 教職課程の本登録は、1年次3月末～2年次4月中旬に開催する教職課程登録説明会で行います。
3. 科目登録制限単位の範囲内で計画的に登録履修してください。
4. 履修年次は各学部履修要項の配当(履修)年次に従ってください。
5. 定められた期間に手続きを行わない場合、教職課程登録の取り消しを  
求めることがあります。

## VI. 教育実習

### (1) 目的

教育実習は、中学校または高等学校に実習生として配属され、教育活動に参加することで、教壇に立って授業する経験を得るだけでなく、教育活動の全般にわたって理解を深め、教員として必要な知識や技能や態度などを身につけるのが目的です。教職課程履修の仕上げともいえるべきものです。

中学校または高等学校の教育活動全般（ホームルーム、クラブ活動を含む）について、観察、参加、実習しますが、その内容については、それぞれの実習校の実情に即して、教育実習の指導計画が編成されています。実習校での実習は、中学校または高等学校のどちらかで行えば、中学校、高等学校の免許状取得に有効です。

### (2) 教育実習の実施までの手続

#### ①教育実習希望者説明会

2年次3月下旬に実施する「教育実習希望者説明会」に必ず参加してください。

#### ②実習校との打合せ

教育実習希望者説明会后、各自が実習予定校（出身校）に依頼し、内諾を受け、実習の準備を行います。詳細は p.20（4）実習校についてを参照してください。

#### ③承諾書の提出

実習校から受け取った承諾書は10月15日（15日が事務室閉室の場合は前開室日まで）に主たる校地の免許資格課程センター事務室に提出してください。

#### ④事前指導

実習校での実習開始に先立ち、実習参加の心構えなどに関する教育実習事前指導（1回目、2回目、3回目）を3年次10月頃から4年次の5月中旬にかけて開催します。実習参加者は、全員必ず出席してください。（日時等は免許資格掲示板とHPにてお知らせします）

この3回の実習事前指導を受けなかった場合、教育実習は行えません。

#### ⑤教育実習手続（実習前年度3月下旬）

教育実習に関わる書類を記入してもらいます。同時に「教育実習簿」と教育実習指導のテキスト「教育実習の手引き」（700円：2013年度実績）を購入してください。

#### ⑥健康診断受診

実習校より「健康診断書」の提出を求められる場合がありますので、3月下旬から4月上旬に実施される本学の定期健康診断は必ず受診してください。

### (3) 教育実習に関わる条件

教育実習を行うためには、様々な手続きがありますが、それに加えて**依頼条件**と**履修条件**があります。以下に記しますのでよく確認し、1年次生から計画的に履修してください。

#### <教育実習の依頼条件>

教育実習を依頼するためには、**教育実習を実習校に依頼する前年度末（通常2年次終了時）**までに下記の条件を満たさなければなりません。

- ① 課程登録票を提出していること。
- ② 以下の科目の中から3科目6単位以上修得していること。

教 職 概 論	2 単 位
教 育 原 理	2 単 位
発達と学習の心理学	2 単 位
人 権 教 育 論	2 単 位
実習予定教科の教科教育法	2 単 位

※教科教育法については p.19 を参照

- ③ 麻疹の抗体検査を受診し、検査結果を提出していること。
- ④ 「教育実習希望者説明会」に出席し、レポートを提出していること。

※教職課程登録を行った学生で2年次に在学留学または本学のセメスタープログラムに参加する学生については指導教員または教務主任の推薦が得られ、特段の理由があると認められた場合には、上記の条件を適用しない。

大学院生については、すでに教職に関する科目または教科に関する科目を相当程度履修している学生に限り、指導教員（指導教員が定められていない研究科・専攻に所属する場合は、大学院研究科専攻教務主任）の推薦が得られ、各学部・研究科選出の教職課程委員会委員の面接を経て、免許資格課程センター所長、副所長、教職課程委員会主事および当該学部・研究科選出の教職課程委員会委員の合議により、特段の理由が認められた場合には上記の条件を適用しない。

実習依頼の条件適用の除外を希望する学生は、所定の願書を期日までに提出するものとする。

#### <教育実習の履修条件>

教育実習を履修するためには、下記の条件を満たさなければなりません。

- ① 4年次卒業見込生、科目等履修生または大学院生であること。
- ② 「教育実習B」・「教育実習C」を登録する前年度末（通常3年次終了時）までに、以下の全ての科目を含んで、教職に関する科目（第②欄）の必修科目・選択必修科目の中から8科目16単位を修得していること。（選択科目は含まないので注意すること）

教 職 概 論	2 単 位
教 育 原 理	2 単 位
発達と学習の心理学	2 単 位
人 権 教 育 論	2 単 位
実習予定教科の教科教育法	2 単 位

※教科教育法については p.19 を参照

- ③ 教員免許取得に必要なすべての単位を、「教育実習B」「教育実習C」を履修する年度末（通常4年次終了時）までに、修得できる見込であること
- ④ 「教育実習B」「教育実習C」を登録する前年度（通常3年次）に行われる「教育実習事前指導」（2回）に出席し、レポートを提出していること。
- ⑤ 以下に記す学部・学科の学生は下記の条件を満たしていること。

##### ※ 文化情報学部生

「教育実習B」「教育実習C」を登録する前年度末までに履修した「教職に関する科目」「教科に関する科目」「教科または教職に関する科目」（第②～⑤欄）のGPAが2.0以上であること。

##### ※ 理工学部 数理システム学科生

「教育実習B」「教育実習C」を登録する前年度末までに1年次必修の「解析学Ⅰ・Ⅱ」「線形代数学Ⅰ・Ⅱ」「数学演習Ⅰ・Ⅱ」の6科目の単位を修得していること。

## ○教科教育法について

教科教育法は、それぞれの教科により修得しなければならない科目が異なります。

教育実習は取得予定の免許教科で行います。実習教科によって選んでください。配当年次が3年次のものであるので、依頼条件のために履修する場合は注意してください。

なお、実習条件の教科教育法の単位はすべて実習前年度末までに修得していることが望まれます。

(注意) 免許取得のためには取得する免許の教科教育法を全て修得する必要があります。

教科	教科教育法	依頼・履修条件の履修方法
宗 教	① 宗教科教育法 A 1	<p>【中学校免許のみまたは中高両方の免許取得】 ①②③の いずれか2単位 ※宗教の場合は①が望ましい</p> <p>【高校免許のみ取得】 ②③の いずれか2単位</p>
	② 宗教科教育法 B	
	③ 宗教科教育法 C	
英 語	① 英語科教育法 A 1	
	② 英語科教育法 B	
	③ 英語科教育法 C	
国 語	① 国語科教育法 A 1	
	② 国語科教育法 B	
	③ 国語科教育法 C	
数 学	① 教科教育法 A 1 (数学)	
	② 教科教育法 B (数学)	
	③ 教科教育法 C (数学)	
理 科	① 教科教育法 A 1 (理科)	
	② 教科教育法 B (理科)	
	③ 教科教育法 C (理科)	
保健体育	① 保健体育科教育法 A 1	
	② 保健体育科教育法 B	
	③ 保健体育科教育法 C	
社 会	① 社会科・地理歴史科教育法	①②③の いずれか2単位
	② 社会科・公民科教育法	
	③ 社会科教育法 1	
地理歴史	① 社会科・地理歴史科教育法	①②の いずれか2単位
	② 地理歴史科教育法	
公 民	① 社会科・公民科教育法	
	② 公民科教育法	
福 祉	① 福祉科教育法 A	
	② 福祉科教育法 B	
商 業	① 商業科教育法 A	
	② 商業科教育法 B	
情 報	① 教科教育法 A (情報)	
	② 教科教育法 B (情報)	
工 業	① 教科教育法 A (工業)	
	② 教科教育法 B (工業)	

## (4) 実習校について

### ①一般校

原則として各自が承諾を受けるために出身校等を訪問して交渉します。実習校によっては、教育委員会への訪問・依頼が必要になることがあります。承諾は年々困難になっており、中学校で依頼し、断られた場合に高校に依頼することがある為、中高両方の免許が取得できるよう履修を進め、実習の条件を両方満たして、中学校、高等学校のどちらでも行けるよう準備しておくことが望まれます。また、実習校によっては、実習依頼の受付の締切りを設けている場合もありますので、教育実習希望者説明会后、ただちに依頼を行ってください。承諾書は実習に赴く前年の10月15日（15日が事務室閉室の場合は前開室日）までに所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室へ提出してください。

### ②同志社学内校

同志社学内中学校および高等学校出身者が対象です（ただし、中学校のみまたは高等学校のみの卒業生は認められない場合もあります）。

配当は本学と各学校間で決めますので、個人的交渉は認めません。実習に関する詳細については、教育実習を行う年度の5月上旬以降に決定次第、本学より郵送で通知します。

### ③京都市立校

京都市立中学校あるいは高等学校出身者が対象です。

京都市立校での実習の依頼に関しては、別途京都市教育委員会が開催する研修会への参加が必須となります。高等学校での実習を希望する場合は、説明会終了後、承諾を受けるために実習校を訪問して交渉します。中学校での実習を希望する場合は、本学から京都市教育委員会へ依頼し、教育委員会より配当されますので、直接交渉する必要はありません。中学校での実習については、実習を行う年度の5月上旬に実習校が決定し、配当結果を本学より郵送で通知します。

京都市教育委員会開催の研修会や実習依頼に関する詳細については、教育実習希望者説明会終了後、掲示でお知らせします。

### ④その他

いくつかの指定された県、市立学校で、本学から各教育委員会に依頼し決定されるところがあります。この場合、個人的交渉は必要ありません。（教育実習希望者説明会で説明）

## (5) 実習校での実習期間

### ①教育実習期間

**○中学校教諭免許を取得する場合** (高等学校教諭免許をあわせて取得する場合を含む)

4年次3週間または4週間(「教育実習C」)の教育実習が必要です。

**○高等学校教諭免許を取得する場合**

4年次2週間(「教育実習B」)の教育実習が必要です。

### ②実習時期

例年、5月から11月までの間に実施されます。本学の講義期間中に実習が行われることが多いため、平常の授業に出席できなくなります。この場合には、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室で発行する「教育実習参加に伴う欠席届」(教育実習専用様式)を申請し、実習開始前に当該授業担当者に提出してください。

## (6) 大学における履修科目

### ○「教育実習指導」

教育実習のための事前・事後指導を行うものであり、実習を中心とした教育実践に関する情報、技術などを学習・研究する。また、実習に赴くにあたり種々の注意が与えられる。

### ○「教職実践演習(中・高)」

教職課程の総まとめとして、将来、教員になる上で、自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図る。

### **科目登録の注意事項**

4年次の時間割は、「教育実習指導」、「教職実践演習(中・高)」が原則として時間割上同じ曜日講時に配置されていますので、必ずセットで登録してください。また、同時に「教育実習B」(2週間実習の場合)または「教育実習C」(3週間実習の場合)も登録してください。

4年次の登録時において、『同志社大学教職課程履修カルテ』(p.24 参照)が未記入の場合は、「教育実習指導」、「教職実践演習(中・高)」、「教育実習B/C」の履修は認められません。

## (7) 教育実習委託費

教育実習委託費として、原則として2週間の場合は11,000円、3週間の場合は18,000円必要です。(都道府県または実習校によっては金額が異なる場合、不要場合があります。)

実習費は、実習校での諸経費に充当されます。教育実習登録の前年度3月下旬に受付の教育実習の手続にて納入してください。

## (8) 教育実習用通学定期券の購入申請

教育実習用通学定期券の購入を希望する場合、教育実習を履修する前年度の1月下旬に免許資格掲示板に申請方法の詳細を掲示します。定められた期間に定期券の申込をしてください。

## (注 意)

実習校での教育実習は、5月・6月に実施されることが多く、全体の8割～9割を占めています（9月に1～2割程度実施されます）。そのため、就職活動の時期と重なることにより、教育実習の欠席、早退、遅刻等で実習校の先生方や特に生徒に対して迷惑をかける状況が生じています。

本学では、就職活動の時期と重なりますが、「**教育実習の最優先**」を重視し、**就職活動による実習の欠席等は一切認めていません**。教育実習は、多くの人たちの協力を得て、綿密な計画のもとに実施されるものです。一個人の不注意やわがままによって、全体の計画を乱したり、受入校に迷惑をかけたことは許されません。それでもなお実習生としての心得を守らない者は、実習校での実習を中止させることがあります。また、教育実習の依頼を行った後、教育実習直前に実習を辞退することも、実習校の先生方や教育委員会に多大な迷惑をかける行為です。

上記の事柄や、自分の進路についてよく考えたうえ、教育実習の依頼を行い、登録履修してください。登録履修する以上は、安易な気持ちでなく「教育実習の手引」や関係書類に記載されている注意を守って行動してください。万一、実習に参加できないような事情が生じたときは、すみやかに本学の実習担当教員および免許資格課程センター事務室に連絡してください。

## VII. 介護等体験

中学校および小学校 (p.28 参照) の教員免許を取得するには、「介護等体験」が必要となります。

「介護等体験」は、義務教育に従事する教員が、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めるため、障害者、高齢者等に対する介護・介助等を通じて交流を行うことで、教員としての資質の向上を図ることを目的に行います。

体験期間は、	■社会福祉施設で5日間	} 計7日間 となります。
	■特別支援学校で2日間	

社会福祉施設とは、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、老人デイサービスセンター、養護老人ホーム等を指し、介護・介助等の体験を行います。特別支援学校においては、学習上または生活上で支援の必要な生徒・児童の介助等の体験を行います。

### (1) 申込手続、費用

2年次10月中旬頃に説明会を開催し、体験申込の受付を行います。

体験費用として、7,500円(都道府県によっては、金額が異なる場合がある)が必要です。

※別途、交通費・昼食代等が必要な場合があります。

### (2) 体験地、時期

原則として体験を受ける学校・施設は、出身都道府県(帰省先)で3年次に実施することになっています。本学の講義期間中に体験が行われますので、平常の授業に出席できなくなります。この場合には、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室で発行する「介護等体験参加に伴う欠席届」(介護等体験専用様式)を申請し、体験開始前に当該授業担当者に提出してください。

### (3) 事前指導

介護等体験に赴く前に3回の事前指導を行います。

- |   |       |                             |
|---|-------|-----------------------------|
| ① | 12月中旬 | 特別支援学校、社会福祉施設の現場の様子をビデオ視聴   |
| ② | 3月下旬  | 介護等体験の目的・意義、基本的な考え方等についての講演 |
| ③ | 4月上旬  | 介護等体験の実際についての講演             |

この3回の事前指導を受けなかった場合、介護等体験を行えません。

### (4) 証明書

体験終了後、社会福祉施設および特別支援学校で終了の証明を受け、「証明書」を所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室に提出してください。※証明書は、教員免許申請時に必要です。

※社会学部 社会福祉学科生※

社会福祉士資格取得のため社会福祉実習を受ける場合、施設より介護等体験もかねて終了証明が受けられるのであれば、あらためて体験を行う必要はありません。ただし、免許申請で証明書が必要となりますので、社会福祉実習実施前に免許申請用の証明書を免許資格課程センター事務室まで受け取りに来てください。

#### (注 意)

申込後の取消は、学校・施設に大変な迷惑をかけますので、病気等やむを得ない場合を除いて認められません。やむを得ず体験を取り消した場合も体験費用は原則として返還されません。

## VIII. 教職課程履修カルテ

4年次秋学期後半に履修する「教職実践演習（中・高）」での指導をより効果的なものとするために、学生の教職課程全体をとおしての学習内容や課題を担当教員が把握することを目的として、教職課程を履修する学生は「教職課程履修カルテ」を必ず作成しなければなりません。「教職課程履修カルテ」を作成することにより、自分自身でも教職課程を振り返り、教員となるために必要な事柄を把握しそれに向かって努力を行っていくことが期待されます。

教職課程履修カルテは、1年次から教員免許を取得するまで継続して作成しますが、1年次3月下旬から2年次4年次中旬頃に開催する教職課程登録・履修カルテの説明会において履修カルテの作成方法についての説明を行いますので、そこから実際にカルテの記入を行うことになります。

教職課程履修カルテの内容は以下のとおりですので、気づいた点などはメモを取っておくといでしょう。

### 1. どのような教師になりたいか（通常1年次末及び4年次末）

### 2. 教職課程の履修のまとめ（毎年度学年末）

- ・特に印象深かった科目
- ・有意義だった科目
- ・科目の履修を通して学んだこと
- ・さらに知識を深めたいと思ったこと

などをまとめて自由に記載

### 3. その他の教職に関連する活動等（随時）

- ・本学での教員採用試験対策講座受講
- ・学校ボランティア、学校インターンシップ、学習支援員、部活動の指導、京都教師塾への参加など

※授業以外で教職に関連する活動を行った場合記入（名称、期間、場所、活動内容、学んだこと）

### 4. 面談の記録（随時）

- ・アドバイザーとの面談で得られたことなど自由に記載

### 5. 「自己評価シート」（毎年度学年末）

- ・今後教職を目指す上で、自分自身が身につけなければならないと感じている能力、知識、技能や次年度への目標などを記入。

また、上記に加えて「介護等体験事前レポート（中一種免のみ）」、「介護等体験事後レポート（中一種免のみ）」、「教育実習希望者説明会レポート」、「教育実習事前指導（1回目、2回目、3回目）レポート」を別途説明会等で作成してもらいます。これらすべてを含めて、同志社大学教職課程履修カルテとなります。

詳細は教職課程登録・履修カルテの説明会にて説明しますので、必ず出席してください。

## IX. 免許状申請手続

免許状は免許状取得有資格者本人の申請にもとづき、授与権者である都道府県の教育委員会が授与します。授与された免許状はすべての都道府県において効力を有します。

### (1) 一括申請

本学では、卒業時に免許状を必要とする者等について、京都府教育委員会に一括申請をしています。

- ①申請書類は、卒業予定年次の11月上旬に免許資格課程センター事務室から交付します。
- ②申請期間・書類交付場所等の詳細については10月中旬に掲示します。
- ③免許状は3月末に交付され、大学より郵送します。
- ④申請期間に遅れた場合は個人で申請することになります。
- ⑤以下に該当する学生は、一括申請の対象外となりますので、個人で申請することになります。

- ・他大学での履修単位を合算して、免許状を申請する場合
- ・免許法附則第11項適用により、高校工業の免許状を申請する場合

※この他にも一括申請の対象外となる場合がありますので、一括申請対象者であるかどうかかわからない場合は、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室まで確認に来てください。

### (2) 個人申請

一括申請対象外の場合や一括申請手続をとらなかった者および未申請の卒業生等で免許状を必要とする場合は、個人申請してください。申請手続は、都道府県によって若干異なりますので、当該教育委員会に問い合わせてください。必要書類のうち、「学力に関する証明書」については、所属学部的主たる校地の免許資格課程センター事務室に申し込んでください。

## X. 教育職員採用試験

免許状は、国・公・私立を問わず、全国で有効です。ただし、教員として就職する場合は、免許状を得る以外に教育職員採用試験に合格する必要があります。

この試験は、公立学校の場合は都道府県または政令指定都市の教育委員会が行います。私立学校の場合は各学校が実施していますが、都道府県の私学連合会等によっては、適性検査を行うところもあります。

試験日は一定していませんが、各都道府県、市町村の採用試験は、毎年7月頃から実施されます。私立校は、各都道府県私学協会を受付される場合と各学校で受付される場合があります。試験実施要項は、一部の教育委員会および私立学校からキャリアセンターへ送付されることもありますが、各自で教育委員会の採用担当部課や私立学校または各都道府県私学協会に問い合わせることが必要です。なお、採用試験に合格するのは容易ではありませんので、十分な準備が必要です。

「教育職員採用試験に関する説明会」を毎年12月頃開催します。教職課程指導相談室アドバイザーによる採用試験の概要の説明や、教員採用試験に合格した先輩の体験談を聞くことができます。さらに、採用試験に合格した先輩との座談会を別途開催する予定です。（2月上旬開催（2013年度実績））採用試験受験予定者は積極的に出席してください。また、「XII. 教職課程指導相談室」で、準備、手続などの指導、助言を受けることができます。

- (1) 採用試験の募集については、学内ではキャリアセンターが取り扱っています。
- (2) 受験に際して、教育職員免許状単位修得見込証明書が必要な場合は、学内に設置されている証明書自動発行機で発行してください。即日発行できます。自動発行機で発行できない場合もありますので、その場合は免許資格課程センター事務室へ申し込んでください。また、「学力に関する証明書」が必要であれば、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室に申し込んでください。  
なお、証明書の発行には日数を要します（「見込証明書」は翌日（自動発行できない場合）、「学力に関する証明書」は1週間程度）ので、余裕を持って申し込んでください。
- (3) 免許状を取得したのちに、授与証明書を必要とする場合は、本学が一括申請した京都府教育委員会に申請して、「教育職員免許状授与証明書」の交付を受けてください（本学では、この証明書の発行はできません）。（京都府教育委員会 HP: <http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/cms/>）  
個人申請の場合は、申請した都道府県教育委員会で交付されます。

## XI. 教員採用試験対策講座

3年次の秋学期および4年次の春学期に教員採用試験を目指す学生を対象に教員採用試験対策講座を実施いたします。また、別途自主学習会や面接対策練習会を開催しています。詳細は、免許資格掲示板とHPで確認してください。

## XII. 教職課程指導相談室

本学では、教職課程を履修する学生諸君を支援するため、両校地に教職課程指導相談室を設けています。

今出川校地 寧静館 1階

京田辺校地 ラウンジ棟 1階

教職課程指導相談室では、教職課程を履修する学生諸君のためにアドバイザーによる個別相談を行っています。

○採用試験に関すること

○教職に関する進路相談

○教育実習に関すること

} 教職に関連する事柄であれば相談できます。

アドバイザーの在室日は別に掲示しますので、遠慮なく来室してください。

この他、教育実習の事前準備、採用試験の準備等の資料として、各教科の教科書、学習指導要領、図書、雑誌、問題集、ビデオテープ等を備えています。

学生諸君は事務室の開室時間中であれば、いつでも自由に閲覧・視聴できます。

〈主な資料〉

(1) 各教科別学習指導案実例集 (教育実習に不可欠なものです)

(2) 月刊誌

「教職課程」、「教員養成セミナー」、「中等教育資料」等

(3) ビデオテープ

「教育実習の日々 (公立中学校・公立高校)」

「実習生の授業 (中学 [英語][理科][数学][社会][国語]・高校[国語][地理][公民][生物])」

「ある教師の授業 (高校[国語 I][世界史][地理]・小学校[体育])」

「新教育課程の授業シリーズ (中学[数学][理科][社会][英語]・高校[数学][物理][英語])」

「授業を学ぶ (中学[数学][社会科][英語][国語]・高校[物理][公民])」

「総合的な学習の時間 ([公民])」

「情報基礎シリーズ 『情報基礎』 入門」

「マイクロティーチング (京都教育大学の実践, 東京工業大学の実践)」

「マイクロティーチングの方法」

「教育の方法及び技術 (学校とコンピュータ, 情報機器の種類と機能)」

「教育と施設 (開かれた学校, 未来の学校)」

「発達と教育」 道徳教育'99

「中学教師—子どもにこだわりつづけること」

「特別活動シリーズ 『生徒会活動—3年生を送る会』」

「特別活動シリーズ 『学級活動—学級開き』」

「学校・学級の経営シリーズ 『わが校の国際理解教育』」

「教育の方法及び技術シリーズ 『授業の仕組みとはたらき』『授業を創る』

『黒板、カード、OHPの活用』『コンピュータ技術と教育』

『授業の記録と分析』『授業のスキル』

『授業におけるメディアの活用』」

「介護等体験」

「東京の社会福祉施設 笑顔とともに」

「個に応じた指導 知的障害養護学校の自立活動」

「見て知る介護実習入門 1～6」

「福祉用具の使用技術」

「こんにちは老人ホームです」

「支えあうなかで」

(4) 教職に関する図書および各教科の最近の教科書等

(5) 各教科の学習指導要領

(6) その他

教育実習生の感想文集等

### XIII. 「神戸親和女子大学との連携による小学校教諭免許状（一種）取得プログラム」について

#### （1）プログラムの内容

本学と神戸親和女子大学通信教育部発達教育学部児童教育学科（初等教育学コース）（男女共学）との連携プログラム「小学校教諭免許状（一種）取得プログラム」により、本学在学中に、中学校一種免、または、高等学校一種免とともに、小学校一種免を取得することが可能です。

このプログラムでは、中学校・高等学校教員免許取得に係る「教職に関する科目」の単位の一部を小学校一種免取得にあたって必要な単位として充当します。残りの小学校一種免を取得するのに必要な単位を神戸親和女子大学通信教育部発達教育学部児童教育学科（初等教育学コース）の科目等履修生として修得します。本プログラムの履修許可者は、神戸親和女子大学のテキスト履修科目およびスクーリング履修科目の受講・受験が許可されるとともに、科目等履修生では本来受講できない「小学校教育実習」が特別に受講できます。これにより、従来、在学中に取得することができなかった小学校一種免を取得することができます。

[注]・ 中学校・高等学校教員免許取得に係る「教職に関する科目」の単位の一部を小学校一種免取得にあたって必要な単位として充当するためには、中学校一種免または高等学校一種免を小学校一種免と同時に免許状授与申請する場合、もしくは中学校一種免または高等学校一種免をすでに取得している場合に限られます。

- ・ 別途、神戸親和女子大学への登録諸費（3年間で約50万円）が必要となります。

#### （2）出願資格

在学中の学部生（2年次生以上：履修開始時）または大学院生で下記の要件を満たす者。

- ・ 小学校教諭を強く志望する者
- ・ 本学で教職課程を新法で履修している者（中一種免の課程を履修していることが望ましい）もしくは、すでに新法で中学校一種または高等学校一種の免許状を取得した者

※このプログラムは2年次生から3年間で履修することを基本としています。それ以外で履修を希望する場合は免許資格課程センター事務室へご相談ください。出願に先立ち、**プログラム履修希望者対象の説明会を開催します（例年1月に開催）**。出願希望の学生は必ず出席してください。説明会の日程等については免許資格掲示板とHPにて周知します。

なお、このプログラムの履修は、本学に正規学生として在学している間に限られます。

## XIV. 教員資格認定試験

昭和48年7月の教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和48年法律第57号）制定施行により、教育界に広く人材を求め、教員の確保を図るため、新しい教員資格認定試験制度が創設され、大学等における通常の教員養成のコースを歩んできたか否かを問わず、教員資格認定試験によって教員として必要な資質、能力を有すると認められた者には、教諭の資格が与えられることになりました。

### ー認定試験の受験資格ー

#### 小学校教員資格認定試験（二種免許）

認定試験は、次のいずれかに該当する者が受験できます。

- (1) 大学（短期大学を含む。）に2年以上在学し、かつ、62単位以上を修得した者及び高等専門学校を卒業した者並びにこれらの者と同等の資格を有すると認められる者。
- (2) 高等学校を卒業した者その他大学（短期大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関を含む。）に入学する資格を有する者で、受験する年の4月1日における年齢が満20歳以上の者。

**【注意】**これは、2014年4月現在の詳細です。現在、文部科学省が小学校教員資格認定試験の休止について検討中です。この認定試験は1～5年後に休止する可能性があります。受験に際しては、必ず文部科学省 HP にて、詳細を確認してください。